

日米首脳、TPPにおいて全品目の関税撤廃が前提でないことを確認

三菱東京UFJ銀行
国際業務部

2月22日、訪米中の安倍首相とオバマ大統領は、環太平洋経済連携協定（TPP）交渉の参加条件として「すべての品目の関税撤廃が前提とはならない」ことを確認し、共同声明を出した。

これにより、日本がTPP交渉に参加する可能性が高まった。日本国内でTPP参加に向けた調整がはじまっている。

日本がTPPに参加することによる『企業のビジネスチャンス』

日本は、TPPに参加する国のうち『**米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド**』とは自由貿易協定（FTA）を結んでおらず、これらの国との間で商流のある企業にとっては、日本がTPPに参加することで、域内関税引き下げのメリットが生じる可能性がある。**特に大きな貿易相手国である米国との間での関税引き下げの効果が期待できる。**

その他のTPP加盟国（**メキシコ、ベトナム、マレーシア、シンガポール、チリ、ペルー、ブルネイ**）と日本との間には既にFTAが発効しているが、TPPによる関税引き下げの幅の方が、既存のFTAによる関税引き下げ幅より大きければ、これらの国との商流についてもTPP利用のメリットが生じる。

解説

日本の輸出額に占める米国向け輸出額の比率は15.3%とASEAN10カ国向けの輸出額に匹敵する。また、TPP加盟国全体では27.5%にも達する。このため、TPPへの日本の参加は、日本の成長力を高めると期待されている。

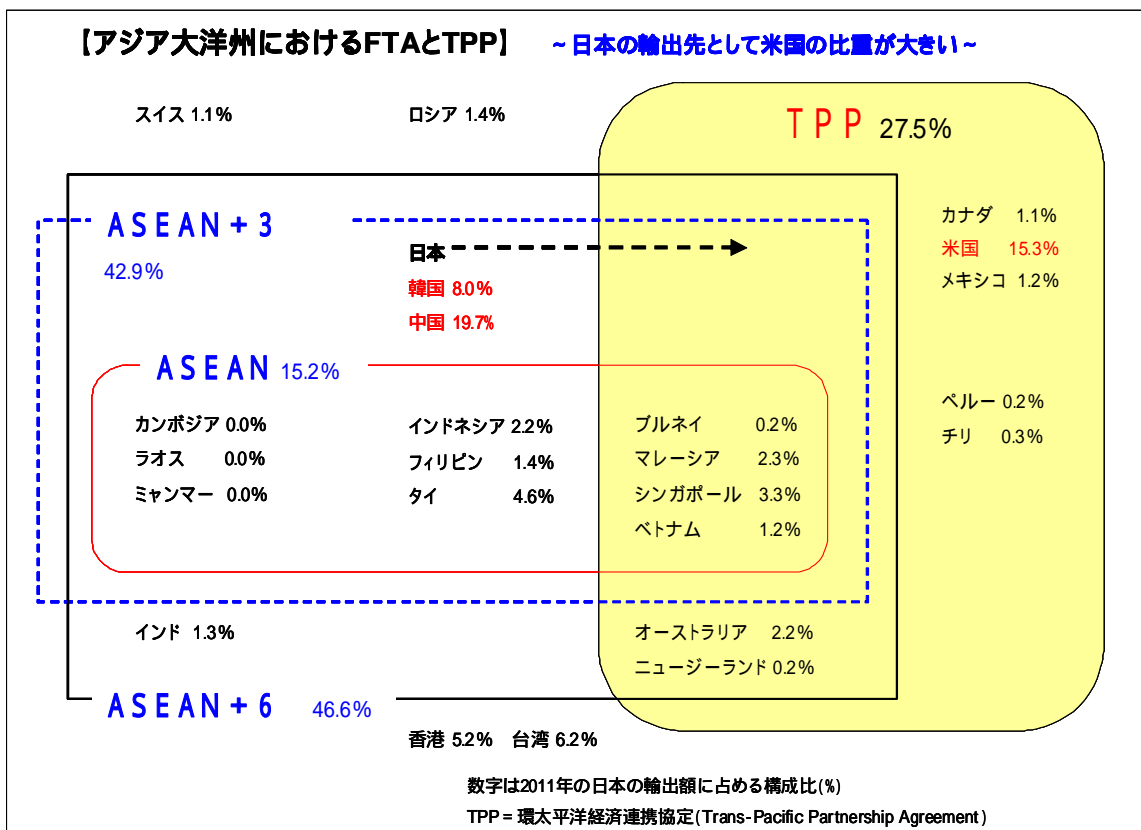
企業にとっては、輸出先国の関税率引き下げにより、TPP域外国の製品に比べ、自社製品の輸出競争力が高まる。また、輸入品目の関税引き下げにより、日本国内での需要が拡大する効果も期待できる。

【環太平洋経済連携協定(TPP) 参加諸国と日本との二国間FTA発効・署名・交渉の状況】

No.	相手国・エリア	日本との二国間FTA締結・交渉の状況	
1	ブルネイ	発効済	2008年7月発効。
2	チリ	発効済	2007年9月発効。
	ニュージーランド		
4	シンガポール	発効済	2002年11月発効。
	米国		
	オーストラリア	交渉中	2007年4月交渉開始。
7	ペルー	発効済	2012年3月発効。
8	ベトナム	発効済	2009年10月発効。
9	マレーシア	発効済	2006年7月発効。
	カナダ	交渉中	
11	メキシコ	発効済	2005年4月発効。

(出所)各種報道、外務省ホームページ等より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

日本のTPP参加で、
、
、
の国と関税引き下げメリットが大きくなる見込み。
なお、2012年11月にタイがTPP参加の意向を表明している。



AREA Report 326 : 日米首脳、TPPにおいて全品目の関税撤廃が前提でないことを確認

【日本のFTAへの取組み】

相手国・エリア	交渉進展状況
シンガポール	締結済 2001年1月交渉開始。2002年1月「日本・シンガポール新時代経済連携協定(JSEPA)」署名。2002年11月発効。2007年9月改定議定書発効。 原産地規則は「関税番号変更基準」。一部は「現地調達比率(=累積付加価値比率)60%以上」と選択可。
メキシコ	締結済 2002年11月交渉開始。2004年9月締結。2005年4月発効。 鉱工業分野の品目の関税率を10年以内に撤廃。 日本政府はメキシコをNAFTAへの橋頭堡、米州自由貿易圏への窓口と位置付け。
マレーシア	締結済 2004年1月交渉開始。2005年12月締結。2006年7月発効。 原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(=累積付加価値基準)40%以上」。
フィリピン	締結済 2004年2月交渉開始。2006年9月締結。国内での批准に時間を要したが2008年12月発効。 フィリピン側は看護師などの日本への就労機会拡大に関心が高い。 フィリピンでは自動車、繊維製品などが高関税。 原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率40%以上」。
チリ	締結済 2006年2月交渉開始。2007年3月締結。9月発効。
タイ	締結済 2004年2月交渉開始。2007年4月締結。11月1日発効。 タイ側の関税引下げスケジュールについては、以下のサイトの195ページ以降を参照。 http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/thailand/epa0704/annex1.pdf 原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率40%以上」。
ブルネイ	締結済 2006年6月交渉開始。2007年6月締結。2008年7月発効。 原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率40%以上」。
インドネシア	締結済 2005年7月交渉開始。2007年8月締結。2008年7月1日発効。 日本向け輸出額の93%、インドネシア向け輸出額の90%が10年後に無税に。 原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(=累積付加価値基準)40%以上」。
ASEAN	締結済 2003年10月FTAの枠組みに基本合意。 2005年4月交渉開始。2007年5月物品貿易について原則合意(=大筋合意)した。 2007年11月経済連携協定(EPA)締結で最終合意。日本側は輸入額の9割の関税を即時撤廃。 ASEAN6は10年で9割以上の関税を撤廃。2008年4月署名完了。 2008年12月1日日本、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマーで発効。2009年1月1日ブルネイ、2月1日マレーシア、6月1日タイ発効。 原産地規則は原則、「現地調達比率40%以上」または「関税番号変更基準(4桁)」。 原産地規則の累積ルールが適用される。
スイス	締結済 2007年5月交渉開始。2009年2月締結。9月発効。
ベトナム	締結済 2009年10月発効。
インド	締結済 2007年1月交渉開始。2010年10月25日経済連携協定締結で正式合意。 2011年8月発効。 日本からの輸入の約90%の品目の関税を10年で撤廃。 原産地規則は原則、「関税番号変更基準(6桁[=CTH])」と「現地調達比率(=累積付加価値比率)35%を同時に満たすこと」となっている。
ペルー	締結済 2009年4月交渉開始を決定。2011年5月署名。2012年3月発効。 日本・ペルー共、輸入の99%を10年で無税に。協定発効後、10年で関税撤廃。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_peru/index.html
韓国	交渉中 2003年12月交渉開始。2004年11月から交渉中断。
GCC()	交渉中 2006年9月交渉開始。2009年3月第4回中間会合開催。GCCのFTA政策見直しで交渉延期中。
オーストラリア	交渉中 2007年4月交渉開始。2012年6月第16回会合実施。
環太平洋戦略的 経済連携協定 (TPP)	交渉中 2006年5月シンガポール、ニュージーランド発効。7月ブルネイ発効。11月チリ発効。 2008年3月米国が投資・金融サービス交渉に参加。同年9月米国が包括的参加交渉立ち上げを発表。2008年11月豪州、ペルー、2010年3月ベトナムが交渉参加を表明。 2010年10月マレーシアが交渉参加を決定。2011年11月日本が交渉参加表明。 2012年11月カナダとメキシコが交渉に参加。
アジア16カ国()	交渉中 2012年8月交渉開始合意。ASEAN、日中韓、インド、豪州、ニュージーランドの16カ国。
コロンビア	交渉中 2012年7月27日共同研究報告書発表。2012年12月17日第1回交渉実施。
モンゴル	交渉中 2012年12月11~14日第2回交渉実施。
カナダ	交渉中 2011年2月共同研究開始。2011年7月第3回会合。2012年11月第1回交渉実施。
日中韓	交渉中 2012年9月28日事務レベル協議開催。2012年11月交渉開始を宣言。
EU	交渉中 スコーピング 2011年5月協定対象範囲を検討する予備交渉「スコーピング」の開始で合意。

(出所)各種報道、経済産業省ホームページ等より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成
GCC=湾岸協力会議、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAE
アジア16カ国=東アジア地域包括的経済連携(RCEP)

【レポート作成】

国際業務部 北村広明 E-mail: hiroaki_2_kitamura@mufg.jp

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘、アドバイザーフィーの受入れ等を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。